

録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会（令和6年度第1回）

日時：令和7年3月6日（木）14：00～14：30

場所：オンライン開催

次 第

- 1 開会
- 2 報告
録音資料デジタル化の進捗状況
- 3 その他
- 4 閉会

配布資料

- 資料1 令和6年度録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会名簿
資料2 録音資料デジタル化の進捗状況

- 参考資料1 国立国会図書館がデジタル化した録音資料の利用に係る合意事項
参考資料2 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項
参考資料3 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項
参考資料4 国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書
参考資料5 資料デジタル化基本計画 2021-2025
参考資料6 国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025
参考資料7 関連法規

令和 6 年度録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会名簿

(令和 7 年 1 月現在)

楠本 靖 日本レコード協会常務理事
佐々木 隆一 著作権情報集中処理機構会長
鈴木 宣幸 日本雑誌協会専務理事
樋口 清一 日本書籍出版協会専務理事
松武 秀樹 日本芸能実演家団体協議会常務理事
脇澤 一弘 日本音楽著作権協会業務本部複製部長

(敬称略・五十音順)

オブザーバー

文化庁著作権課

小沼 里子 国立国会図書館利用者サービス部音楽映像資料課長
伊東 敦子 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長
井上 佐知子 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課資料デジタル化推進室長

録音資料デジタル化の進捗状況

前回の協議会以降の録音資料デジタル化の状況について、以下のとおり報告する。

1 デジタル化資料の製作（令和 6 年度）

- ・カセットテープ約 890 点について、音源部分及び印刷資料（ラベル及び附属資料）の両方を対象として外注によるデジタル化を実施した。

2 デジタル化資料の提供

- ・利用提供数（令和 7 年 3 月末時点）¹

カセットテープ：書誌 477 タイトル分の画像データ

書誌 476 タイトル分の音声データ

ソノシート：書誌 1,039 タイトル分の画像データ

書誌 1,023 タイトル分の音声データ

SP レコード：書誌 28 タイトル分の画像データ及び音声データ

音楽 MD：書誌 132 タイトル分の画像データ及び音声データ

オープンリール：書誌 42 タイトル分の画像データ

書誌 41 タイトル分の音声データ

- ・機械可読資料²及び図書組み合わせ資料の付録である光ディスクの録音資料約 3,600 点について、令和 7 年度以降準備が整い次第、提供する予定。
- ・既に館内の特定端末でのみ提供している機械可読資料のうち、録音資料と判明した書誌 3 タイトルについては、改めて録音資料として提供³する予定。

¹ 当館作成デジタル化録音資料の利用提供開始（平成 29 年 3 月 14 日）からの累計

² USB メモリや音楽 CD 以外の光ディスクの中には、ファイルのほとんどが mp3 や wav といった音声ファイルで構成されるものがあり、機械可読資料にも録音資料と見なせる資料がごく一部存在する。

³ 機械可読資料をデジタルコレクションで公開する前に、全ての資料について録音資料と見なせるかどうかを判別することは困難なため、公開後に判明したものは、事後に提供について諮ることとしたい。なお、デジタルコレクションに搭載する録音資料は、録音資料用のビューワーで公開している。

平成 26 年 11 月 28 日国図電 1411103 号
改正 令和 5 年 6 月 1 日国図電 2305182 号

国立国会図書館がデジタル化した録音資料の利用に係る合意事項

録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会は、著作権法第 31 条第 6 項に基づきデジタル化した録音資料（以下「デジタル化資料」という。）の利用に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ、録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会における協議を経た上で変更することができるものとする。

1. 基本方針

デジタル化資料の利用に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るよう努め、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意する。

2. 対象資料の範囲

本文書で対象とする録音資料は、国内で刊行された録音資料（再生機器を用いて利用する非印刷資料と付属の印刷資料の両方を含む。）とする。

3. 利用提供方法

- (1) デジタル化資料は、東京本館（国会議事堂内分館を含む。）、関西館及び国際子ども図書館において提供する。利用者には、一般の来館利用者のほか、国会議員、国会関係者（議員秘書、国会職員等）、行政・司法各部門の職員及び国立国会図書館職員を含む。
- (2) 利用者は、館内に設置された端末において、メタデータを検索する等により対象のデジタル化資料を特定し、音声データ又は画像データの形式で聴取又は閲覧する。なお、デジタル化済みの原資料は、原則として利用に供しない。
- (3) デジタル化資料の聴取又は閲覧に当たり、同一の資料に対する同時利用は、原資料の所蔵点数にかかわらず、これを制限しない。
- (4) デジタル化資料の複写サービスは、原資料が印刷資料であるものを対象に紙媒体へのプリントアウトのみ提供する。ただし、全ての権利者の許諾がある場合には、利用者の求めに応じ、非印刷資料を含むデジタルデータも提供する。
- (5) デジタル化資料の利用に際しては、著作物の適正な利用のための注意喚起に努める。その一環として、デジタル化資料のプリントアウトに際し、フットプリントを印字する。
- (6) デジタル化資料は、外部に不正に流出しないよう、厳格なセキュリティ対策を講じた上で管理する。
- (7) 著作権法第 31 条第 7 項に基づく図書館等への送信は当面実施しない。実施する場合は別途協議する。

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項

1. 基本方針

- (1) 保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とする。方法及びフォーマットは、「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」(平成 17 年 3 月)¹に準拠する。
- (2) 検索利用等を目的とした資料の「テキスト化」の実施については、今後の検証事業等の結果を踏まえて²、あらためて、関係者との協議により方針を定める。
- (3) デジタル化の実施に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るよう努め、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意する。

2. 対象資料

- (1) 対象資料群として、資料の劣化状況、予算規模、市場入手の困難度等を勘案して、当面、「国内刊行雑誌」を優先する。
- (2) 対象雑誌は、利用状況、保存の緊急度、希少性等に基づき、タイトル単位で選定する。また、年限の範囲は、刊行年の古いものを中心として、おおよそ刊行後 5 年経過までを限度に実施する。
- (3) デジタル化の実施時点で、当該資料と同一内容³のデジタルデータが、商業的に利用可能で、かつ、国立国会図書館での利用が排除されていない場合には、保存のためのデジタル化対象とはしない。(項番 4 参照)

3. 館内提供の実施に係る基本要件

- (1) 国立国会図書館が保存のためのデジタル化を行った資料の閲覧利用は、東京本館(国会議事堂内分館を含む。)、関西館及び国際子ども図書館における館内提供とする。利用者としては、一般の来館利用者のほか、国会議員、国会関係者(議員秘書、国会職員等)、行政・司法各部門の職員及び国立国会図書館職員を想定する。
- (2) 来館利用者は、館内の利用者用区画に設置された特定の端末から、デジタル化資料を利用する。デジタル化済資料の原本は、原則として利用に供しない。

1 今年度改訂の予定。

2 「国立国会図書館において、既に著作権が消滅した資料を用いて、検索可能なデータベースを作成し、その効果や影響を検証しながら、関係者間で協議を進めることが適当である。」「文化審議会著作権分科会過去の著作物の保護と利用に関する小委員会中間整理』p.42 注 55 (平成 20 年 10 月 1 日)

3 図書館資料の保存を担保するという観点にかんがみ、ここでの「同一内容」は、当該出版物の全体がデジタル化されている場合に限定して判断する。(4(3)参照)

- (3) 館内の提供システムにより書誌事項（記事索引を含む。）の検索結果から当該画像資料を閲覧し、また、オンラインで複写申込みを行うことが可能なサービスを実施する。同一の文献に対する同時利用は、当該資料の所蔵部数を超えない範囲とする。
- (4) 著作権法第 31 条第 1 号に基づく複写提供（郵送複写への対応を含む。）は、紙媒体へのプリントアウトのみ提供し、デジタルファイルでの複製物の提供は行わない。なお、視覚的作品（漫画、写真、グラフィック等）及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複写提供については、権利者の利益を損なうことがないよう、実施方法について協議を継続する。
- (5) 国立国会図書館は、著作物の適正な利用について注意喚起に努める。その一環として、著作権団体等の要請を受けて、デジタル画像のプリントアウトに際し、フットプリントを印字する。
- (6) 作成コンテンツは、バックアップ用の媒体を除き、一箇所のサーバー上に格納、保管する。利用のためクライアント端末に一時的に複製されたファイルは、利用終了後速やかに破棄される仕様とする。
- (7) 作成コンテンツは、外部のネットワークと完全に遮断し、流出等が生じないよう厳格なセキュリティ管理を実施する。また、館内に閲覧者が持ち込む PC、携帯電話、情報端末等の機器についても、デジタル化資料の館内利用のネットワークとは完全に遮断する。
- (8) コンテンツの管理は、物理的囲い込みによるものとし、館内利用に限定するコンテンツについては、電子透かし等の DRM は実施しない。

4. 雑誌デジタル化実施に当たっての「商業出版」との調整

- (1) 雑誌のデジタル化の実施に際して、国立国会図書館は、タイトル、対象年限等をあらかじめ公表するとともに、出版者団体、著作（権）者団体に連絡する。また、当該雑誌資料を発行した出版社又は当該雑誌事業の継承者が現存する場合は、事前に計画概要を照会し、電子的出版計画の有無等を確認する。出版社等でデジタル複製についての具体的実施計画がある場合は、事業計画の調整を図る。
- (2) 医学、法律系雑誌、学術雑誌のバックナンバー等、①パッケージ系電子出版物又は②ネットワーク配信（オンライン提供）によって商業的にデジタルデータが提供されている場合、国立国会図書館は、原本代替物としての利用方策として、①については、納入出版物の館内提供又は使用許諾契約による提供、②については使用許諾契約による提供を行う。
- (3) コミックや小説のように個別の作品が携帯等で配信されている場合であっても、掲載雑誌全体の保存を目的としてデジタル化を実施することは想定される。利用提供に当たっては、商業活動に影響を与えることのないよう留意する。

5. 今後の取組

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の検討課題のうち、この第一次合意に含まれない事項については、平成 21 年度に改めて関係者による協議会を設け、検討を行う。

平成 24 年 12 月 10 日国図電 1212041 号
改正 平成 31 年 1 月 24 日国図電 1901151 号
改正 令和 3 年 12 月 3 日国図電 2111253 号
改正 令和 5 年 6 月 1 日国図電 2305161 号

国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 7 項の規定に基づく国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会において協議し、変更することができるものとする。

1 国立国会図書館からの送信先となる図書館等(以下「送信先機関」)の範囲

(1) 送信先機関の範囲

送信先機関の範囲は、著作権法第 31 条第 7 項の規定により国立国会図書館が送信可能な図書館等とする。

(2) 送信先機関の登録制度

現行の図書館間貸出制度に準じた登録制度(閲覧利用及び複写利用の 2 種類)を設ける。図書館間貸出制度の加入手続と同様に、一定の要件を確認の上、国立国会図書館が承認する手続とする。また、送信先機関は、定期的に登録制度に係る要件を再確認し、国立国会図書館に対し、要件の変更の有無を連絡する。

なお、加入の承認に当たっては、図書館法第 2 条に定められている私立図書館等の存在に留意し、送信先機関の設置趣旨や目的等に照らして適切な運用を行うこととする。

2 国立国会図書館からの送信対象となる資料(以下「送信対象資料」)の範囲

(1) 送信対象資料

送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。

入手困難な資料とは、流通在庫(出版者、書店等の市場)がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。

(2) 送信対象候補とする資料

送信対象候補とする資料は、以下のとおりとする。

- ① 図書:戦前の資料は、送信対象候補とする。戦後の資料については、入手困難とした資料に限定し、送信対象候補とする。ただし、住宅地図は除外する。また、漫画については、電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、取扱いを留保する。
- ② 雑誌:官庁出版物は、送信対象候補とする。その他の資料は、著作権等管理事業者により著作権が管理されている資料を除き、送信対象候補とするが、商業出版社に係る資料については、関係者と合意が得られたものを除き取扱いを留保する。

- ③ 博士論文:出版されているものを除き、送信対象候補とする。ただし、主論文が出版されておらず、参考論文等付随する論文のみが出版されている場合、付随する論文を除外する。

(3) 除外手続

送信対象を入手困難な資料に限定するため、以下の3段階の除外手続を行う。

① 入手可能性調査

国立国会図書館は、送信の準備作業として、デジタル化資料(取扱いを留保するものを除く。)を対象に入手可能性調査を実施する。具体的には、対象リストと出版目録、オンデマンド出版に係る目録及び電子書籍に係る目録との突合を行い、入手可能なものを除外する。出版目録については、文庫化等の著作物単位での判定も可能な範囲で実施する。出版計画の有無については、調査の段階では、考慮しない。なお、戦前までの刊行分については、本調査を省略する。

※雑誌及び博士論文についても、これに準じた調査を行う。

② 事前除外手続

国立国会図書館は、①の突合を行った後、送信対象候補資料のタイトル、著者等の一覧を公表する。著作権者(その許諾を得た者を含む。以下③において同じ。)又は出版権者(著作権法第79条の出版権の設定を受けた者をいい、当該者から複製許諾又は公衆送信許諾を得た者を含む。以下③において同じ。)は、市場において流通している場合や具体的な出版計画がある場合には、国立国会図書館に、個別に当該資料を指定する方式で、送信対象からの除外を申し出、調整を行う。国立国会図書館は、申出により除外された資料を除き、送信対象を決定する。また、当該資料の著者から除外申出があった場合も、国立国会図書館は当該資料を送信対象から除外する。

③ 事後除外手続(オプトアウト)

送信開始後、具体的な出版計画が新たに生ずる等の要因により、追加的に送信対象から除外する必要が生じた場合、著作権者又は出版権者((4)除外基準③においては当該資料の著作者)は、国立国会図書館に、その旨の申出を行い、調整を行う。また、国立国会図書館は、送信開始後においても、定期的に入手可能性調査を実施することとし、送信対象(候補)資料のリストを維持し、更新する。

(4) 除外基準

事前除外手続及び事後除外手続において、除外申出があった場合、以下の要件を国立国会図書館が確認し、いずれかを満たす場合に、除外を行うものとする。

- ① 当該資料又は同内容の著作物が市場(オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。)において流通している場合(おおむね3か月を目安として流通予定であることを公開情報により確認した場合を含む。)
- ② 当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合
- ③ 当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合(請求者適格の確認により、停止措置をとる。)

なお、経済的利益以外の正当な理由(人権侵害、個人情報保護等)により、送信利用

の停止の要請があった場合は、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則(平成28年国立国会図書館規則第2号)に基づく資料利用制限措置をとるか、とる場合にはその内容について検討する。

3 国立国会図書館からの送信データの利用方法

(1) 送信先機関における利用方法の基本的枠組み

送信先機関の利用者は、図書館等の館内に設置された特定の端末から、セキュリティの確保された方式により、国立国会図書館のサーバーにアクセスし、コンテンツの検索及び閲覧を行うことを想定する。送信先機関は、著作権法で認められた範囲において、複写サービスを実施する。

(2) 所蔵部数を超える同時閲覧制限

同時閲覧数については、制限をしないこととする。

(3) 送信先機関の遵守すべき要件や責務等

送信先機関に求められる管理義務等の運用上の要件は、以下のとおりとする。国立国会図書館は、これらの要件を遵守することを確約した送信先機関に対して、送信を実施する。

① 認証情報の適切な管理

送信先機関は、国立国会図書館のサーバーにアクセスするための認証情報(ID・パスワード等)を適切に管理する。

② 機器及びネットワーク等の準備及び適切な管理

送信先機関は、送信されたデータの閲覧及び複写に必要な機器及びネットワーク等を準備する。また、閲覧機器については、送信先機関の職員が施設内で適切に管理する。

③ 閲覧サービスの適切な運用

送信先機関職員は、利用者からの閲覧の申込みの都度、当該利用者が送信先機関の登録利用者であることを確認し、必要な認証を行った上で、デジタル化資料を閲覧に供する。

④ 複写サービスの適切な運用

送信先機関は、著作権法第31条第7項第1号に基づき、著作権保護期間内の著作物を複写する場合、以下の点に留意する。

(ア) 複写主体

送信先機関における複写物の作成は、利用者ではなく、送信先機関が行う。

(イ) 利用者本人の意思

送信先機関は、複写が利用者本人の意思に基づくものであることを確認する。

(ウ) 複写記録の作成

送信先機関は、複写の記録(複写の日時、資料名、請求記号、複写箇所等。個人情報を除く。)を作成し、最低1年間保存するものとする。必要に応じ、国立国会図書館の照会に対し、提出する。

⑤ 不適切な利用の監視・注意喚起

送信先機関は、閲覧機器の施設外への持出、閲覧機器に対する外部持込機器(利用者のノートパソコン、USB メモリ等)の接続、画面キャプチャ、カメラ撮影、スキャニング等の不適切な利用について、監視・注意喚起する義務を負う。

(4) 送信システムの要件

国立国会図書館が送信先機関への送信に際し、採用するシステム(以下「送信システム」という。)は、以下の要件を満たす方式とする。

① 認証方式の採用

送信システムは、コンテンツの閲覧及び印刷に際し、適正な送信先機関からの要求であるかどうかを確認するため、適切な認証処理機能を有するものとする。

② コンテンツの保護

送信システムでは、コンテンツ自体に技術的保護を施し、かつ、コンテンツが送信先機関の閲覧機器に可能な限り残存しない方式を用いる。

③ 施設内での限定利用

送信システムは、コンテンツの利用を施設内に限定するため、閲覧機器が送信先機関の適正なネットワークに接続された端末であることを、ネットワーク上のアドレス等により、確認する機能を有するものとする。

④ フットプリントの付加

送信システムは、不正な二次利用を抑止するため、複写物にフットプリントを付加する機能を有するものとする。

⑤ 新規技術の考慮

送信システムに係る技術は、現状、必ずしも成熟していないことから、将来的により高度な技術が採用可能な場合には、一定の実証等を踏まえた上で、適切な方式の採用を検討する。

(5) 外国の送信先機関における利用

外国の送信先機関における送信データの利用については、国内の送信先機関と同一の範囲内とする。

4 その他

(1) 利用統計の公表

国立国会図書館は、送信対象資料に係る利用統計を国民に公表する。

国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書

国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会は、著作権法(令和 3 年法律第 52 号による改正後のもの)の規定に基づく国立国会図書館による特定絶版等資料の自動公衆送信(以下、同規定に基づいて行う国立国会図書館の資料送信サービスを「本件サービス」という。)に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ本協議会において協議し、変更することができるものとする。

1 本件サービスにおいて送信対象となる資料の範囲

本件サービスにおいて送信対象となる資料(以下「本件資料」という。)は、特定絶版等資料のうち、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会)(平成 24 年国図電 1212041 号)の「2 国立国会図書館からの送信対象となる資料の範囲」に定める範囲内の資料とする。

2 本件資料のデータの送信形態

当面は、国民の情報アクセスを早急に確保する観点から、ストリーミング方式により本件資料のデータ(以下「本件データ」という。)を送信することとする。プリントアウトが可能な態様により本件データを送信することについては、デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置を実装の上、令和 5 年 1 月に可能とする。

3 本件サービスの提供方法

国立国会図書館は、以下のとおり本件サービスを提供するものとする。

(1) 本件サービスの提供対象者

本件サービスの提供対象者は、国立国会図書館における現行の登録利用者制度による事前の利用者登録を行った者(以下「登録利用者」という。)とする。なお、海外在住者に対する本件サービスの提供については、その適法性を担保する方策を含め引き続き対応を検討する。

※ 登録利用者制度による利用者登録に当たっては、氏名・現住所・生年月日が確認できる身分証明書による本人確認を行うものとする。

(2) 認証情報の発行及び確認

登録利用者に対し、登録利用者であることを識別するためのID・パスワード等の情報(以下「認証情報」という。)を発行し、登録利用者に本件サービスを利用させるに当たっては、その認証情報を確認するための措置を講ずる。

(3) 利用規約への同意

以下の事項を含む利用規約を定め、当該利用規約への同意をした登録利用者に対しのみ本件サービスを提供するものとする。

利用規約に定めるべき事項

① 認証情報の適切な管理

登録利用者は、その認証情報を適切に管理すること。

② 注意事項・禁止事項の遵守

登録利用者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ・認証情報を第三者に利用させないこと
- ・本件データを権利者の許諾なく第三者に送信し、又は転載しないこと
- ・利用者登録時に登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに国立国会図書館に届け出ること
- ・その他、国立国会図書館が本件サービスを適切に運用するために必要なものとして利用規約に定めた注意事項・禁止事項

③ 不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置

利用規約違反、その他の不適切な利用が判明した場合は本件サービスの利用停止等の措置を講ずること。

④ 国立国会図書館による本件サービスの利用ログ情報の一定期間保持に関する同意

上記③に係る措置を可能とするため、国立国会図書館が本件サービスの利用ログ情報を一定期間保持することについて同意すること。

(4) 所蔵部数を超える同時閲覧制限

同時閲覧数の制限は行わないこととする。

4 その他

(1) 利用統計の公表

国立国会図書館は、個人を特定しない形で本件サービスの利用状況を公表する。

(2) 大学図書館・公共図書館等が保有する絶版等資料の取扱い

大学図書館・公共図書館等の各図書館等は、国民の情報アクセスを確保する観点から、国立国会図書館及び文化庁・文部科学省からの依頼に応じて、国立国会図書館への積極的な絶版等資料の提供に努めることが望ましい。

資料デジタル化基本計画 2021-2025

国立国会図書館（以下「館」という。）では、原資料の保存及び電子図書館サービスの向上を目指し、平成 12（2000）年度から所蔵資料のデジタル化を進めている。本計画は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間にデジタル化の対象とする所蔵資料、そのデジタル化の方法等についての考え方を示すものである。対象資料及び方法の詳細については、本計画に基づき、必要に応じて個別に実施計画を作成するものとする。

1 デジタル化の目的

館は、人々の創造的な活動に貢献するために、我が国の豊かな文化的資産を人々が将来にわたり活用できるように広く収集・保存するとともに、これらの収集・保存した文化的資産（所蔵資料）を基に関係機関と連携して社会全体で知識・文化の基盤を構築することを目指している。これらの取組の一環として所蔵資料のデジタル化を行う。

すなわち、館は、財源の確保に努め、所蔵資料のデジタル化を進めることにより、デジタル化した資料を原資料の代替として提供することで原資料を保存し、検索の利便性や障害者を含むあらゆる人々の利用可能性を高め、また、関係機関等との有機的な連携により知識・文化の基盤を構築することを目指す。

2 デジタル化の対象とする範囲

デジタル化の対象は、館所蔵資料のうち国内資料とし、紙資料、マイクロ資料のほか、アナログ形式の録音・映像資料も対象とする。加えて、外国資料についても、日本語資料、希少性の高い資料及び歴史的価値の高い日本関係資料はデジタル化の対象とする。

3 デジタル化対象資料の選定

デジタル化対象資料を選定する際の評価要素は、次に掲げる事項とし、特定の資料種別、刊行年代、主題等に区分した一定の規模の資料群単位で総合的に判断し、選定する。

<評価要素>

- ・ 唯一性・希少性
他機関における所蔵が確認できない資料又は希少性の高い資料
- ・ 資料の利用機会の拡大
デジタル化することにより利用機会の拡大が見込まれる資料
- ・ 資料の劣化状況、保存の緊急性

資料自体の劣化が進行している資料、再生機器の入手が困難な資料、利用頻度が高いなど、保存・利用保証上のリスクが高い資料

- ・ デジタル化への社会的・学術的ニーズ

デジタル化への社会的・学術的ニーズがあり、館の使命・役割及び他機関等との役割分担に照らして館がデジタル化することが妥当な資料

- ・ 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献

年代、分野、主題等特色ある体系的なデジタルコレクションの構築が可能な資料。他機関のデジタル化との連携により体系的な構築が可能な資料

4 本計画期間中にデジタル化を進める資料群・対象範囲

本計画期間中は、3に掲げた評価要素を勘案し、主として次の資料群からデジタル化を行う資料を選定する。

- ・ 図書：平成 12（2000）年までに刊行されたものを当面の対象範囲として行う。ただし、官庁出版物については、平成 12（2000）年以降に刊行されたものも対象範囲とする。
- ・ 雑誌：刊行後 5 年以上経過したものを対象範囲とし、雑誌記事索引採録対象誌及び学協会等からのデジタル化要望があるものを優先して行う。
- ・ 古典籍資料
- ・ 録音・映像資料
- ・ 博士論文：平成 2（1990）年度までに送付を受けたものを対象範囲とする。
- ・ 憲政資料
- ・ 日本占領関係資料
- ・ 日系移民関係資料
- ・ 地図資料
- ・ 新聞資料

このほか、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災においてその重要性が明らかとなった過去の災害の教訓を確実に後世に伝えるため、災害の記録等についても、引き続き、優先的にデジタル化を進める。

また、劣化状況等から保存対策の緊急性が非常に高く、かつ、代替物の入手が困難な資料については、上述の資料群・対象範囲以外の資料であっても優先的に個別にデジタル化を行う。

なお、実施に際しては、出版者及び著作（権）者等の関係者との協議状況等も考慮する。

5 デジタル化の方法

紙媒体の資料のデジタル化では画像データを作成し、アナログ形式の録音・映像資料のデジタル化では音声・映像データ及び付属資料（盤面を含む。）の画像データを作成する。館が製作したマイクロフィルムが存在する場合は、マイクロフィルムからデジタル化を行う

ことも可能とする。

目次情報及び本文のテキストデータを作成する。メタデータについては、原資料の書誌データを活用するほか、デジタルデータ作成に係る情報を必要に応じて記録する。

6 デジタル化資料の提供と保存

デジタル化資料は、原資料の代替物として「国立国会図書館デジタルコレクション」(<https://dl.ndl.go.jp/>)を通じて利用提供するとともに、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納し、保存することを原則とする。ただし、保存用の画像データ等については、別途、「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025」(令和3年国図電 2102181号)において、長期保存に適した合理的かつ安定的な保存環境の整備に取り組むこととする。

なお、デジタル化済みの原資料は、適切な保存対策を行い、原則として利用には供しないこととする。

7 資料デジタル化の成果の利活用

我が国の知識・文化の基盤として、館所蔵資料のデジタル化の成果が広く社会的に利活用されるように努める。そのために、著作権等に留意しつつ社会的な理解を得るよう努める。

送信サービスによる入手困難資料の提供を着実に実施するとともに、インターネットで利用できる資料を拡大するため、適宜著作権処理を進める。また、著作者(著作権者)及び出版者又は著作者(著作権者)から権利を譲渡された出版者からインターネット公開の許諾を得たものをインターネット公開する。

本文検索等を目的とする画像データの本文テキストデータ及び視覚障害者等のための本文テキストデータの利活用については、「国立国会図書館本文データの利活用に係る基本方針 2019」(令和元年国図電 1908072号)に基づき、出版者、著作(権)者等の関係者の理解も得ながら進める。

また、デジタル化資料を利活用しやすくするため、かつ、長期的アクセスを保証するため、関係機関等と調整の上、デジタル化資料へのデジタルオブジェクト識別子(DOI)の付与を引き続き行う。

さらに、他機関による資料デジタル化の推進のために資料デジタル化の成果の一つである館の知識・経験を提供する目的で、館におけるデジタル化の方法等を示したデジタル化の手引を公開するとともに、資料デジタル化に係る研修を実施する。

国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025

1 背景

国立国会図書館（以下「当館」という。）は、近年、デジタル形式の資料を多く所蔵するようになってきている。平成 12 年から継続的に所蔵資料のデジタル化を進めてきたことに加え、同年には、CD-ROM、DVD など有形の媒体に情報を固定した電子出版物（以下「パッケージ系電子出版物」という。）の納本制度による収集を開始した。さらに、インターネットの発展に対応して、平成 14 年からインターネット情報を収集・保存する事業に取り組み、平成 22 年には、国等の公的機関が発信するインターネット情報の制度的な収集・保存を開始した。平成 25 年からは、民間で出版された無償かつ DRM（技術的制限手段）のない電子書籍、電子雑誌等をオンライン資料収集制度により収集・保存し、有償又は DRM の付されているものの収集についても検討を進めてきた。

しかしながら、デジタル形式の資料には、媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化という課題がある。そこで、デジタル形式の資料を適切に管理し、長期にわたる利用を保証するための諸施策が必要となっている。

当館では、平成 29 年度から、パッケージ系出版物に対する保存対策の試行、光ディスクの劣化状況調査等を実施し、試行等の状況を踏まえた取組を進めているところである。

2 本計画の位置付け

本計画は、1 に示した背景及び「国立国会図書館における資料保存の在り方」（平成 15 年国図収第 37 号）を踏まえ、当館が所蔵するデジタル形式の資料の長期保存に係る取組の基本的な進め方について定めるものである。本計画において「長期保存」とは、特に断りのない限り、長期的な利用を保証するための保存をいう。

本計画に基づき、具体的な対策を行う際には、必要に応じて計画等を定めて実施するものとする。

なお、本計画の計画期間は令和 7 年度までとし、必要に応じ改訂を行うものとする。

3 目的

当館は、国立図書館として、国民の文化的財産・知的資源としての国内出版物を収集・保存し、後世に伝えるという役割を担っている。この役割を果たすため、当館は、所蔵するパッケージ系電子出版物、インターネット資料・オンライン資料、デジタル化資料等（以下「デジタル資料」という。）を永く保存し、長期的な利用を保証するために必要な施策を講ずる。

4 対象資料

本計画で対象とするデジタル資料は、次に示すものとする。各資料の数量は別表を参照のこと。

(1) パッケージ系電子出版物

当館が、納本制度等により、物理的媒体の形式で収集したフロッピーディスク、CD、DVD、Blu-ray Disc 等の電子出版物

(2) インターネット資料・オンライン資料

当館が、インターネット資料収集保存事業によって収集したウェブサイト等のインターネット資料及びオンライン資料収集制度によって収集したオンライン資料

(3) デジタル化資料等

当館が作成又は他機関等から収集した、デジタル化資料¹（保存用データを含む。）及び図書館資料と同等の内容をもつデジタル成果物²で（1）、（2）に該当しないもの並びに当館が保存のために作成した（1）の複製物

5 基本方針

(1) デジタル資料のデータの破損・欠損を防止し、長期的な利用を保証するため、組織全体として取組を進める。

(2) 媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化を、当館の基本的役割に係る重要な課題と位置付けて対応に取り組む。

(3) 保存対策を実施するデジタル資料の優先順位は、次の判断基準を基に総合的に判断し、決定することとする。媒体や資料群としての判断のほか、劣化状況等に応じて個体単位で保存対策を実施することがある。

① 再生環境の陳腐化並びに媒体の脆弱性及び劣化状況に応じた保存の緊急性

再生装置・ソフトウェアが陳腐化し入手困難となっている資料、媒体の特性上脆弱なもの、劣化が進行している資料

② 唯一性・希少性

他媒体との内容の重複がない資料、他機関における所蔵が確認できない資料

③ 長期保存への社会的ニーズ

長期保存への社会的ニーズがあり、当館の使命、他機関との役割分担等に照らして当館が対策を行うことが妥当な資料

④ 保存のための対策手段の確立状況及び対策に要するコスト

保存対策の技術的手段及び利用提供方法が確立している資料並びに保存対策の実施に要するコストが過大とならない資料

(4) (3) の判断基準に基づき、まずパッケージ系電子出版物について保存対策を実施する。なお、予防的対策として、デジタル化資料等の作成時においても、保存対策の観点に留意するものとする。

(5) 保存対策に当たっては、資料の特性、再生環境の有無及びその他の状況を踏まえ、媒体変換³、ファイルフォーマット変換等のうち最適な手段を選択して実施する。

なお、保存対策においては、媒体変換、ファイルフォーマット変換等を総称して「マイグレーション」という。

(6) この分野における国際的標準化の動向を注視し、可能な範囲で標準化活動にも参画する。国

¹ アナログ媒体資料の代替として利用に供するため、画像・音声・動画等の形式で当該アナログ媒体資料をデジタル化したもの

² デジタル形式の画像・音声・動画・テキスト等

³ 媒体変換には同種の媒体への移行を含む。

際規格その他既存の標準にできるだけ準拠する。

- (7) デジタル資料の長期保存に係る議論に積極的に関与し、取組の必要性について周知・啓発に努める。当館における実践内容を広く発信する。

6 保存対策

デジタル資料を長期に保存し、利用を保証するための対策として、次の事項を実施する。具体的な実施策は、7に記載する調査研究の成果も踏まえ、決定する。

(1) 資料の状態検査

所蔵資料⁴の状態を継続的に検査し、適切な基準に基づきリスク評価を行う。特に、所蔵数が多く劣化状況の個体差が大きい光ディスクについて、検査手法の検討及び体制の整備を進め、検査を実施する。

(2) メタデータの整備

長期保存のために必要なメタデータを保存対象の内容とともに保存する。さらに、望ましいメタデータ（保存対策前の原資料に係るメタデータを含む。）のデータ項目、データ保管方法、整備体制等について検討を行いつつ、整備を進める。

(3) 適切なファイルフォーマットの選択

デジタル資料作成時（アナログ資料のデジタル化、オンライン資料等のデジタル形式のコンテンツ作成等を含む。）には、長期保存の観点から適切なファイルフォーマットを選択する。ファイルフォーマットの選択においては、可能な限り、広く普及し、標準化されたフォーマットを選択する。

(4) マイグレーション等の実施

マイグレーション等の対策を本格的に実施する。ファイルフォーマットの変換を行うと資料の再現性の確保が困難となる等の場合には、データの読出し可能性の確保を優先し、原資料のファイルフォーマットを維持した媒体変換等を行った上で、再生環境を疑似的に再現するエミュレーション等の対策を検討する。

(5) 保存環境の整備

デジタル化資料やマイグレーション後のデータの保存に関し、標準的な技術を利用した保存媒体、保存方式等について検討を進め、データの破損・欠損を防ぐための合理的かつ安定的な保存環境を整備する。

(6) 再生環境の維持

長期的な利用保証を目的として再生装置の状態を定期的に確認し、必要に応じて修復・交換作業等を行う。

(7) 対策後の利用環境等の整備

マイグレーション等の対策後のデータを利用提供するために、システム・ハードウェア等の環境（エミュレーション・仮想化等による利用を含む。）を整備する。

(8) 原資料等の保存環境の維持

マイグレーション後の原資料及び保存対策の実施に至らない資料を適切な環境において保存する。

⁴ 別媒体にマイグレーションした場合にはマイグレーション後の資料を含む。

(9) 長期保存の必要性及び各種情報の周知

デジタル資料の長期保存の必要性、長期保存の観点からのデジタル資料作成時の留意点等、取組の成果を踏まえた関連情報に関して当館ウェブサイトその他の広報媒体を通じて適切に周知する。

7 技術的調査研究

デジタル資料への長期にわたるアクセスの保証を目的とし、具体的な保存対策の推進のため、次に掲げる事項について、適用可能性の高いと考えられる技術に関する調査研究を計画的に実施する。加えて、保存対策の長期的な検討に資するため、海外の長期保存システム等の技術動向について継続的に調査する。

- ① 保存媒体（光ディスク・ハードディスク等）の検査手法
- ② 長期保存の観点から望ましいファイルフォーマット
- ③ 長期保存のために必要なメタデータ項目及び保存システム等への実装方法
- ④ 媒体・コンテンツに応じたマイグレーション・エミュレーション手法（大量の資料を対象とした実施手法を含む。）
- ⑤ 標準的な技術を考慮した、合理的かつ安定的な保存環境（媒体、システム等）
- ⑥ マイグレーション後データの効果的な提供方法

8 連携・協力及び人材育成

電子情報保存に関する国際学術会議（iPRES）等の関連する会議・イベント等に職員を派遣し、継続的に情報収集に努めるとともに、国内外の関係機関、企業等との情報共有及び連携を促進する。あわせて、当館職員の長期保存に関する知識をかん養し、長期保存に係る人材育成及び専門性の向上を図る。

9 進捗管理等

デジタル資料の長期保存は、当館として部局横断的・全館的に取り組むべき課題であり、電子情報部門、収集・書誌・資料保存部門及び利用提供部門が連携して施策を実施する。本計画に係る調整及び進捗管理は、電子情報部が行う。

なお、調査研究については、具体的な保存対策に係る領域は関西館が、技術的実証実験を伴う領域は電子情報部がそれぞれ担当するが、実施に当たっては両者が密接に協力して進めるものとする。

(別表)

デジタル資料の所蔵数（令和元年度末時点）

	種類	数量（概数）	データ量
パッケージ系電子出版物	磁気ディスク（フロッピーディスク等）	12,400 点	—
	CD、DVD、Blu-ray Disc	873,400 点	
	その他光ディスク（MD等）、半導体メモリ等	4,600 点	
	計	890,400 点	
インターネット資料・ オンライン資料	インターネット資料	177,000 件	1678.6TB
	オンライン資料	1,247,000 点	1.5TB
デジタル化資料等	画像	2,772,000 点	150.9TB
	音声・動画 （DAISY 含む）	75,000 点	
	その他（点字データ）	2,000 点	
	計	2,849,000 点	

※ パッケージ系電子出版物の点数には、複本は含まれない。付属資料（組み合わせ資料、付録等）は含まれている。

※ インターネット資料の件数は WARP 収集個体の累積保存数を示す。

※ オンライン資料及びデジタル化資料の件数はアイテム数を示す。

(令和 2 年 7 月調査)

著作権法（抄）【令和7年2月時点】

（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書館、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第四百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第四百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究

の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を旨む。第四百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
 - 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。
- 3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。
- 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
 - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること。

- 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
- 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
- 4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
- 5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。
- 6 第一項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 7 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
 - 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。
- 8 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。
 - 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。
 - 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。
- 9 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。
 - 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。
 - イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさ

で表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつ

て、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するものうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれていものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

10 第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

11 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

著作権法施行令（抄） 【令和7年2月時点】

（昭和四十五年政令第三百二十五号）

第二章 著作物等の複製等が認められる施設等

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二十一条の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書 記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第二条の三まで及び第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物）

第一条の四 法第三十一条第一項第一号（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。

一 国等の周知目的資料

二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

三 言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であつて、その全部が図書館資料の見開き面（紙の図書館資料にあつては当該図書館資料を開いたときに一覧することができる二枚の紙から成る面をいい、紙以外の図書館資料にあつてはこの面に相当するものとして文部科学省令で定める当該図書館資料の一部分をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

四 美術の著作物等（美術の著作物、図形の著作物又は写真の著作物という。以下この号及び次条第四号において同じ。）であつて、法第三十一条第一項第一号の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に提供されることとなる著作物の一部分（以下この号において「著作物の一部分」という。）の複製を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製されることとなるもの（当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料を用いて作成された複製物における当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該複製物において当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。）

(著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物)

第一条の五 法第三十一条第二項(法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第四号において同じ。)の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。

- 一 国等の周知目的資料
- 二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- 三 言語の著作物(定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。)であつて、その全部が図書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

四 美術の著作物等であつて、法第三十一条第二項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に公衆送信されることとなる著作物の一部分(以下この号において「著作物の一部分」という。)の複製又は公衆送信を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの(当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料又はその複製物を用いた公衆送信を受信して表示されるものにおける当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該公衆送信により受信されるものにおいて当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。)

(図書館等に類する外国の施設)

第一条の六 法第三十一条第七項前段(法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設

で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
- 二 司書等に相当する職員が置かれていること。
- 三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

(自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ)

第一条の七 法第三十一条第九項第二号イ(法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等(法第二十一条第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。)を受信装置を用いて当該受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面(受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面)の対角線のうちいずれか長い方の長さが二百五十四センチメートルであるものとする。

著作権法施行規則(抄) 【令和7年2月時点】

(昭和四十五年文部省令第二十六号)

第二章の二 図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提

供等を防止等するための措置等

(その他の登録情報)

第二条の二 法第三十一条第二項(法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

(図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置)

第二条の三 法第三十一条第二項第二号の文部科学省令で定める措置は、同号に規定する公衆送信を受信して作成される著作物等(法第二十一条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。)の複製物に当該公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示する措置とする。

(公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報の目的外利用を防止等するための措置)

第二条の四 法第三十一条第三項第四号(法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める措置は、法第三十一条第二項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録(同項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第四条の四において同じ。)の取扱いに関して次に掲げる事項を定める措置とする。

一 法第三十一条第二項の規定による公衆送信のための電磁的記録の作成に係る事項

二 前号の電磁的記録の送信に係る事項

三 第一号の電磁的記録の破棄に係る事項

第二章の三 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事

項

第二条の五 令第一条の六第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十一条第七項前段(法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

二 法第三十一条第七項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項

三 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等

第二章の四 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置

第一条の六 法第三十一条第八項(法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

一 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料(法第三十一条第十項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。)に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。

二 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第九項第一号の複製

に際しその旨を示すこと。